

# NPO政策 他自治体の条例文言

内容		自治体名	条例名	文言
資金確保の支援		杉並区	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	(区の施策) 第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。 5 資金確保への支援に関すること。
協働事業の推進	市民公益活動団体の特性の活用にかかる契約	柏市	柏市民公益活動促進条例	(市民公益活動団体の特性の活用に係る契約) 第9条 本市の事務のうち規則で定めるものに係る契約であって、専門的技術その他の市民公益活動団体の特性の活用について市長が必要と認めるもの(以下「特定契約」という。)について、市長に申込みをしようとする市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により市民公益活動団体に申込みをさせようとするときは、当該市民公益活動団体からのその案件についての提案等の活用にも努めるものとする。 3 特定契約を締結した市民公益活動団体は、当該特定契約に定めるところにより信義に従い誠実に当該特定契約を履行しなければならない。
	非営利公益市民活動団体の登録等	箕面市	箕面市非営利公益市民活動促進条例	(非営利公益市民活動団体の登録等) 第10条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなければならない。 2 前項の非営利公益市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 3 第1項の非営利公益市民活動団体の役員の数には、代表者を含め3人以上を置かなければならない。 4 市長は、第1項の申請が非営利公益市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、登録し、その申請の内容については公開するものとする。 5 前項の規定により登録された非営利公益市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。 6 市長は、第4項の規定により登録された非営利公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
助成・補助・基金	助成	豊中市	豊中市市民公益活動推進条例	(助成) 第10条 市長は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体に対し、市規則で定めるところにより、当該市民公益活動団体が行う市民公益活動に要する経費の一部を助成することができる。 2 市長は、前項の規定に基づき助成する場合であって公募により行うときは、市が実施する他の制度による助成を受けている市民公益活動団体及び助成の対象となる市民公益活動団体には助成を行わない。 3 市長は、前項に規定する公募による助成の可否の決定に当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。 4 市長及び第2項に規定する公募による助成を受けた市民公益活動団体は、市規則で定めるところにより、当該助成に関する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、市民公益活動団体に対する助成について必要な事項は、市規則で定める。
		箕面市	箕面市非営利公益市民活動促進条例	(助成等環境の整備) 第8条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、必要な助成その他の環境の整備に努めるものとする。
		杉並区	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	(資金の助成) 第15条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。 2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会(以下「協議会」という。)の審査を経て、助成を決定するものとする。
	補助	柏市	柏市民公益活動促進条例	(補助金の交付) 第7条 市長は、市民公益活動団体に対し、その市民公益活動を促進するために公益上必要があると認めるときは、当該市民公益活動団体の自発的意思及び当該市民公益活動の自立性を損なわない範囲において、当該市民公益活動について、市長が別に定める補助金の交付を行うことができる。
市民公益活動団体からの意見等の提出	豊中市	豊中市市民公益活動推進条例	(施策についての意見) 第13条 市民、市民公益活動団体又は事業者は、市が実施する市民公益活動の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。 2 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、当該意見及び調査又は検討の結果を委員会に報告しなければならない。	
	福井市	福井市市民協働の促進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例	(意見等の提出) 第10条 市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者から市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する意見等の提出があったときは、当該意見等の市の施策への反映について検討し、第17条の規定により設置する福井市市民協働推進委員会に調査審議を求める等適切な対応を行うものとする。	
	近江八幡市	近江八幡市NPOによる社会貢献活動の促進に関する条例	(意見等の提出) 第10条 市長は、NPO活動の促進についてNPOその他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。	
	箕面市	箕面市非営利公益市民活動促進条例	(意見等の提出) 第11条 市長は、非営利公益市民活動の促進について非営利公益市民活動団体その他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。	